

若葉台支えあい連絡会運営規約

(目的)

第1条 横浜市「生活圏域における地域ケアシステム推進基本要綱」に基づいて、地域ケアシステム推進を担う組織の運営について必要な事項を定めるものとする。

推進組織は、地域の保健・医療・福祉の関係機関・団体、地域の自治会、地域ケアプラザ職員及び区社協・区役所が相互に連綿営することにより、乳幼児から高齢者まで身近な地域での一体的なサービスの提供と地域の支えあい活動を支援・推進することを目的とする。

(名称)

第2条 推進組織の名称は、「若葉台支えあい連絡会」(以下連絡会という。)とする。

(対象区域)

第3条 連絡会の活動対象区域は、若葉台地区とする。

(連絡会の委員の構成)

第4条 連絡会の委員の構成は次のとおりとする。

(1) ア～オに掲げる保健・医療・福祉活動団体及び自治会から選出された委員

ア 連合自治会 2名

イ 地区社会福祉協議会 2名

ウ 民生委員児童委員協議会 1名

エ 保健活動推進員会 1名

オ 当事者等(高齢者、子育て、障害児・者) 各1名

カ ボランティア団体等 2名

(2) 地域ケアプラザ職員(所長、介在支、地域交流) 4名

(3) 区社協職員 2名

(4) 区役所職員 2名

2 前項の規定にないその他関係者については、必要に応じ参加することができる。

(連絡会の活動内容)

第5条 連絡会においては、地域の保健・医療・福祉の関係者及び自治会が相互の役割について認識を深め、日常的な連携の強化に努めながら、以下の事項について協議する。

(1) 要援護者の援助に係わる関係者が、随時必要に応じて連絡をとり、処遇検討会などを通して、個別援護活動の調整を図ること及びこのことにより身近な地域での迅速な問題解決につなぐ方策など

(2) 個別援助活動を通じて、地域の社会資源の状況や地域の課題等を整理し、地域内での新たなサービスを企画するなど、地域の課題を地域で考え、解決を目指す地域援助活動の展開

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。但し、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。また再任をさまたげない。

(連絡会の役員)

第7条 連絡会に会長、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は会務を総務する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(連絡会の招集)

第8条 連絡会は会長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は若葉台地域ケアプラザと若葉台地区社会福祉協議会の選出委員で構成する。

2 事務局長は若葉台地域ケアプラザ所長をもって充てる。

3 事務局は若葉台地域ケアプラザに置く。

(守秘義務)

第10条 構成員及び活動の関係者は、個人情報の取り扱いには十分配慮し、連絡会の活動等により知り得た個人情報を第三者への提供又は目的外に使用してはならないこととする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が連絡会に諮って決める。

付則 この規約は平成17年5月29日から施行する。

若葉台支えあい連絡会名簿

氏名	役職	所属
山岸 弘樹		連合自治会会長
武笠 信義	副会長	連合自治会福祉部
白岩 正明	会長	地区社協会長
大家 浩一		地区社協事務局長
峰松 雅子		民児協 副会長
斉藤 由紀子		保健活動推進員 会長
片岡 正		高齢者関連代表
山室 美津枝		当事者関連代表
白髭 紀子		ボランティア団体等代表
三村 治子		ボランティア団体等代表
安田 千佳		旭区社会福祉協議会若葉台地区担当
村岡 福蔵		旭区サービス課長
原田 正俊		旭区福祉保健課事業企画係長
大木 智賀子		旭区福祉保健課事業企画係
石川 晶子		旭区福祉保健課健康づくり係
福田 悠紀		旭区サービス課高齢者支援担当
村雲 洋子		旭区サービス課高齢者支援担当
松崎 典子		旭区サービス課子ども家庭支援担当
内田 清	事務局	若葉台地域ケアプラザ所長
原田 典子		若葉台地域ケアプラザ地域包括支援センター相談員
笠原 薫		若葉台地域ケアプラザ地域包括支援センター相談員
佐々木 良子		若葉台地域ケアプラザ地域包括支援センター相談員
鎌田 博子		若葉台地域ケアプラザ地域交流担当